

○富山県農業共済組合物品購入等入札執行要領

(趣旨)

**第1条** 富山県農業共済組合（以下「組合」という。）発注の1件当たりの取引価格が100万円を超える物品の購入及び役務の調達等（以下「物品購入等」という。）の入札執行について、この要領の定めるところによる。

(入札等の手続き)

**第2条** 富山県農業共済組合長（以下「組合長」という。）は、経理規則の固定資産・物品の購入及び役務の調達の条項に基づき、理事会において物品購入等発注の議決を得た後に、入札のための手続きを取らなければならない。但し、200万円以下の場合は組合長の決定とする。

(入札等の方法)

**第3条** 入札については、当該入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）の確認を入札後に行って落札者を決定する一般競争入札（以下「入札後資格確認型一般競争入札」という。）を行う。

(入札執行者)

**第4条** 入札は、入札執行者が行うものとする。

2 入札執行者は、当該入札物品購入等ごとに、組合長が指名する。

(入札の取り止め等)

**第5条** 入札執行者は、次の各号のいずれかに該当する場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、また、入札の執行を延期し、もしくは取り止めることができる。

- (1) 入札参加者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独禁法」という。）等に抵触する行為を行ったと認められるとき。
- (2) 入札参加者が不穏な行動を為すとき。
- (3) 天災地変その他やむを得ない理由があるとき。
- (4) その他入札を公正に執行することができないと入札執行者が判断した場合。

2 入札執行者は、前項の規定により入札参加者を入札に参加させず、または入札の執行を延期もしくは取り止めたときは、その理由を付して組合長に報告しなければならない。

(禁止事項)

**第6条** 入札執行者は、次の事項を入札者に履行させ、違反したと認めたときは退場を命ずることができるものとする。

- (1) 入札執行中は、特に必要と認めた場合を除くほか入札執行室の出入を禁ずること。
- (2) 入札執行中は、私語、放言等を禁ずること。
- (3) 入札関係者以外の者の入札執行室への入室を禁ずること。
- (4) 酒気を帯びて入札執行室へ入室することを禁ずること。
- (5) 入札執行者が、特に指示した事項。

（入札通知）

**第7条** 入札後資格確認型一般競争入札の実施に当たっては、その入札公告において次の号に掲げる事項を記載するものとし、その方法は組合掲示板及び組合ホームページに掲載するものとする。

- (1) 入札に付する事項
- (2) 入札執行の日時及び場所に関する事項
- (3) 入札保証金に関する事項
- (4) 予定価格及び最低制限価格に関する事項
- (5) 入札執行後における競争入札参加資格の確認に必要な書類に関する事項
- (6) 落札者の決定に関する事項
- (7) その他、組合長が必要と認めた事項

（入札辞退等）

**第8条** 入札執行者は、競争入札執行中に入札を辞退する者があるときは、辞退する旨を明確に確認することができる書面を提出させなければならない。

2 入札執行者は、入札の辞退等により入札の参加者が1人となるときは、入札執行を取りやめるものとする。

（入札参加者等の確認）

**第9条** 入札後資格確認型一般競争入札に参加しようとする者は、競争入札参加申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）を提出しなければならない。

2 入札執行者は、申請書の提出があったときは、競争入札参加確認通知書（様式第2号）により通知する。

3 入札執行者は、入札参加者が代理人であるときは、入札前に委任状（様式第3号）を提出させなければならない。

（入札の執行）

**第10条** 入札にあたっては、入札参加者またはその代理人（以下「入札者」という。）に、入札書（様式第4号）を作成させ、記名押印のうえ、これを封書にして「入札書在中」と表記して、所定の入札箱に投函させて行う。

（積算内訳書の提出）

**第11条** 入札執行者は、入札者に積算内訳書の提出を求めるものとする。また、入札参加者が積算内訳書を提出しない場合は、失格とし、入札に参加できない。

（入札の無効等）

**第12条** 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 予定価格を事前公表する場合において、事前に公表した予定価格を上回る価格の入札者は失格とする。
- (2) 最低制限価格を設けた場合において、最低制限価格未満の価格の入札者は失格とする。
- (3) 前2号の規定により失格とされた入札者は、再度入札に参加することができない。
- (4) 所定の日時に遅刻した者は、入札の権利を失う。また、入札書の郵送は認めない。

- (5) 委任状の持参しない代理人のした入札。
- (6) 記名押印のない入札。
- (7) 入札金額を訂正した入札。
- (8) 入札書と積算内訳書の金額が異なる入札及び入札書の記載事項が不明瞭であり、意思表示が確認できない入札。
- (9) 明らかに独禁法等に抵触すると認められる入札又は入札に際し不正の行為があったと認められる入札。

(開札)

**第13条** 入札執行者は、入札者全員の提出を確かめたうえ、開札を行うものとする。

- 2 前項の場合においては、前条に規定するものを除き、失格者以外の最低入札価格を読み上げなければならない。

(最低価格入札者の決定等)

**第14条** 入札者のうち、予定価格の制限の範囲内の価格（最低制限価格を定めた案件については、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格）で最低の価格をもって入札した者を最低価格入札者とし、最低価格入札者の次の順位の価格で入札した者を次順位者とし、入札参加資格の確認が終了するまで落札を保留するものとする。ただし、最低価格入札者が複数の場合は、くじ引きにより最低価格入札者及び次順位者を決定する。

(入札参加資格の確認に必要な書類の提出)

**第15条** 入札執行者は最低価格入札者に対し最低価格入札者通知書（様式第5号）により速やかに競争入札参加資格報告書（様式第6号）及び誓約書（様式第7号）（以下「報告書等」という。）の提出を求める。

- 2 前項の報告書等は、提出を指示した日の翌日から起算して、原則として5業務日以内に提出しなければならない。
- 3 最低価格入札者が前項の規定による提出期限内に報告書等を提出しないとき又は入札参加資格の確認のために入札執行者が行う指示に従わないときは、当該最低価格入札者の入札は無効とする。

(入札参加資格の確認)

**第16条** 入札執行者は最低価格入札者の入札参加資格の確認を行い、当該最低価格入札者が入札参加資格を有していないと認めた場合には、その入札は無効とする。

- 2 前項の場合においては、次順位者を新たな最低価格入札者とし、第14条の規定により新たな最低価格入札者に対する次順位者を決定して、入札参加資格を有している者が確認できるまで前項の入札参加資格の確認を行うものとする。

(落札者の決定等)

**第17条** 前条の最低価格入札者を落札候補者として組合長が決定し、理事会の承認を得て落札者とし、落札決定通知書（様式第8号）により通知する。ただし、200万円以下の場合には組合長の決定により落札者とする。

(再度入札)

**第18条** 開札をした場合において、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度

の入札をすることができる。

- 2 前項の再度入札において、入札者のすべてが立ち会っている場合にあっては直ちに、その他の場合にあっては速やかに別に公告する日時において、入札を行うものとする。

（入札執行回数等）

**第19条** 入札執行回数は、1件につき2回を限度とする。ただし、入札執行者が特に必要と認めるときは、1回限り延長することができる。

- 2 前項において最低価格入札者がいない場合は、入札を不調とする。ただし、次の各号のいずれかに該当し、随意契約を行うことが適当であると認められる場合は、この限りではない。

- (1) 最低入札価格と予定価格との差が僅少なとき。
- (2) 災害復旧等で緊急を要するとき。
- (3) その他特にやむを得ない事由があるとき。

（落札とならないときの報告）

**第20条** 入札執行者は、落札者が決定しないとき、または第19条第2項により随意契約ができないときは、その旨を組合長に報告しなければならない。

（入札終了の宣言）

**第21条** 入札執行者は、入札を終了したときは、入札終了した旨の宣言をしなければならない。

- 2 入札執行者は、入札が不調となったときは、不調となった旨の宣言をしなければならない。

（改正手続）

**第22条** この要領の改正は、理事の過半数によって定める。

#### 附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要領の改正は、平成30年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要領の改正は、令和4年4月1日から施行する。